

頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
<p>宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕における見出し記号「イ・ロ・ハ」を「ア・イ・ウ」に改めます。個別に新旧対照は作成しませんが、今回の他修正に係る部分については、修正前欄もそれぞれ修正後の表記としています。</p>			
目次	<p style="text-align: center;">目次</p> <p><b>第1章 総則</b> (略)</p> <p><b>第2章 原子力災害事前対策</b> 第1節から第6節 (略)</p> <p>第7節 緊急輸送活動体制の整備 1 (略) 2 (略) 3 <b>対策拠点施設</b>等における立ち上げ準備体制等……………30 (1) <b>対策拠点施設</b>等における現地災害対策本部立ち上げ準備体制等……………30 (2) 現地事故対策連絡会議への職員の体制……………30 4 <b>対策拠点施設</b>等における原子力災害合同対策協議会等の体制……………31 (1) 原子力災害合同対策協議会の設置……………31 (2) 原子力災害合同対策協議会の構成員……………31 (3) 原子力災害合同対策協議会の機能班に配置する県の職員……………31</p> <p>5から9 (略)</p> <p>10 <b>対策拠点施設</b> (1) <b>対策拠点施設</b>の指定又は変更……………32 (2) <b>対策拠点施設</b>等の平常時の活用……………32 (3) <b>対策拠点施設</b>等における非常用通信機器の整備……………32 (4) <b>対策拠点施設</b>等の施設・設備等の整備、維持・管理……………32 (5) <b>対策拠点施設</b>等からの移転等……………32</p> <p>11 (略)</p> <p>第8節から第11節 (略)</p> <p>第12節 <b>人材</b>及び防災資機材の確保等に係る連携……………36</p> <p>第13節から第16節 (略)</p> <p>第17節 原子力災害医療体制等の整備 1から3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p><b>第1章 総則</b> (略)</p> <p><b>第2章 原子力災害事前対策</b> 第1節から第6節 (略)</p> <p>第7節 緊急輸送活動体制の整備 1 (略) 2 (略) 3 <b>オフサイトセンター</b>等における立ち上げ準備体制等……………30 (1) <b>オフサイトセンター</b>等における現地災害対策本部立ち上げ準備体制等……………30 (2) 現地事故対策連絡会議への職員の体制……………30 4 <b>オフサイトセンター</b>等における原子力災害合同対策協議会等の体制……………31 (1) 原子力災害合同対策協議会の設置……………31 (2) 原子力災害合同対策協議会の構成員……………31 (3) 原子力災害合同対策協議会の機能班に配置する県の職員……………31</p> <p>5から9 (略)</p> <p>10 <b>オフサイトセンター</b> (1) <b>オフサイトセンター</b>の指定又は変更……………32 (2) <b>オフサイトセンター</b>等の平常時の活用……………32 (3) <b>オフサイトセンター</b>等における非常用通信機器の整備……………32 (4) <b>オフサイトセンター</b>等の施設・設備等の整備、維持・管理……………32 (5) <b>オフサイトセンター</b>等からの移転等……………32</p> <p>11 (略)</p> <p>第8節から第11節 (略)</p> <p>第12節 <b>人員</b>及び防災資機材の確保等に係る連携……………36</p> <p>第13節から第16節 (略)</p> <p>第17節 原子力災害医療体制等の整備 1から3 (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正（原子力災害対策編との整合）</p> <p>▶ 防災基本計画の修正（原子力災害対策編との整合）</p> <p>▶ 防災基本計画の修正（原子力災害対策編との整合）</p>

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
	<p>4 <u>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル</u>等の策定及び修正……………43</p> <p>5から7 (略)</p> <p>第18節 物資の <u>      </u> 調達、供給活動 (略)</p> <p>第19節から第25節 (略)</p> <p><b>第3章 緊急事態応急対策</b> 第1節から第3節 (略) 第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立 1 県の緊急事態応急対策活動体制……………60 (1) 災害対策本部の設置基準及び体制……………60 (2) 現地災害対策本部……………64 (3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣……………66 (4) 国等との情報の共有等……………66 (5) <u>対策拠点施設</u>等での協力……………66 (6) 災害対策本部の廃止……………66</p> <p>2から9 (略)</p> <p>第5節から第14節 (略)</p> <p><b>第4章 原子力災害中長期対策</b> (略)</p>	<p>4 <u>原子力災害医療対応マニュアル</u>等の策定及び修正……………43</p> <p>5から7 (略)</p> <p>第18節 物資の <u>備蓄</u>、調達、供給活動 (略)</p> <p>第19節から第25節 (略)</p> <p><b>第3章 緊急事態応急対策</b> 第1節から第3節 (略) 第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立 1 県の緊急事態応急対策活動体制 ……………60 (1) 災害対策本部の設置基準及び体制……………60 (2) 現地災害対策本部……………64 (3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣……………66 (4) 国等との情報の共有等……………66 (5) <u>オフサイトセンター</u>等での協力……………66 (6) 災害対策本部の廃止……………66</p> <p>2から9 (略)</p> <p>第5節から第14節 (略)</p> <p><b>第4章 原子力災害中長期対策</b> (略)</p>	<p>▶ 原子力災害医療対応マニュアルの改訂</p> <p>▶ 防災基本計画の修正（原子力災害対策編との整合）</p>

頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考																								
1	第1章 総 則	第1章 総 則																									
	第1節から第3節 (略)	第1節から第3節 (略)																									
2	第4節 計画の基礎とすべき災害の想定 原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態並びに想定される原子力災害の形態は、過酷事故によるものを含むものとする。	第4節 計画の基礎とすべき災害の想定 原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態並びに想定される原子力災害の形態は、過酷事故によるものを含むものとする。																									
	1から2 (略)	1から2 (略)																									
3	3 緊急事態における判断基準 原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。	3 緊急事態における判断基準 原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。																									
	(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL: Emergency Action Level) (略) 表1-4-1	(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL: Emergency Action Level) (略) 表1-4-1																									
	表1-4-1 緊急事態区分と原災法の枠組みとの関係	表1-4-1 緊急事態区分と原災法の枠組みとの関係																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>概 要</th> <th>原災法との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (Alert)</td> <td>公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング(※1)の準備、施設敷地緊急事態要避難者(※2)を対象とした避難等の予防的防護措置の準備  を開始する段階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する段階</td> <td>原災法第10条</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 (General Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階</td> <td>原災法第15条 (原子力緊急事態宣言)</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	概 要	原災法との関係	警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング(※1)の準備、施設敷地緊急事態要避難者(※2)を対象とした避難等の予防的防護措置の準備  を開始する段階		施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する段階	原災法第10条	全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階	原災法第15条 (原子力緊急事態宣言)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>概 要</th> <th>原災法との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (Alert)</td> <td>公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング(※1)の準備、施設敷地緊急事態要避難者(※2)を対象とした避難等の予防的防護措置の準備(警戒事態を判断するEALのうち原子力施設において異常事象が発生した場合に限る。)を開始する段階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する段階</td> <td>原災法第10条</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 (General Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階</td> <td>原災法第15条 (原子力緊急事態宣言)</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	概 要	原災法との関係	警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング(※1)の準備、施設敷地緊急事態要避難者(※2)を対象とした避難等の予防的防護措置の準備(警戒事態を判断するEALのうち原子力施設において異常事象が発生した場合に限る。)を開始する段階		施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する段階	原災法第10条	全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階	原災法第15条 (原子力緊急事態宣言)	<p>➤ 原子力災害対策指針の改正</p>
緊急事態区分	概 要	原災法との関係																									
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング(※1)の準備、施設敷地緊急事態要避難者(※2)を対象とした避難等の予防的防護措置の準備  を開始する段階																										
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する段階	原災法第10条																									
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階	原災法第15条 (原子力緊急事態宣言)																									
緊急事態区分	概 要	原災法との関係																									
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング(※1)の準備、施設敷地緊急事態要避難者(※2)を対象とした避難等の予防的防護措置の準備(警戒事態を判断するEALのうち原子力施設において異常事象が発生した場合に限る。)を開始する段階																										
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する段階	原災法第10条																									
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階	原災法第15条 (原子力緊急事態宣言)																									
	※1 (略)	※1 (略)																									
	※2 施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊	※2 施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊																									

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
	<p>急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15項に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（イ又はウに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ （略）</p> <p>(2) 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level） （略）</p>	<p>急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（イ又はウに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ （略）</p> <p>(2) 運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level） （略）</p>	<p>▶ 原子力災害対策指針の改正</p>
4	<p>沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、<u>東京電力株式会社</u>福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準</p> <p>（略）</p>	<p>沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、<u>東京電力ホールディングス株式会社</u>福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準</p> <p>（略）</p>	<p>▶ 社名変更の適用</p>
9	<p>実用発電用原子炉（<u>東京電力株式会社</u>福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のものに適用される基準</p> <p>（略）</p>	<p>実用発電用原子炉（<u>東京電力ホールディングス株式会社</u>福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のものに適用される基準</p> <p>（略）</p>	<p>▶ 社名変更の適用</p>
16	<p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>1から5 （略）</p>	<p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>1から5 （略）</p>	

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

・ 頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考																																						
18	<p>6 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 212 383 252">機 関 名</th> <th data-bbox="383 212 1025 252">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 252 383 443"><u>東北管区警察局</u></td> <td data-bbox="383 252 1025 443"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害状況の把握と報告連絡に関すること。</u></li> <li>2 <u>警察官及び災害関係装備品の受・支援調整に関すること。</u></li> <li>3 <u>関係職員の派遣に関すること。</u></li> <li>4 <u>関係機関等との連絡調整に関すること。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 443 383 523"><u>(新設)</u></td> <td data-bbox="383 443 1025 523"><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 523 383 715"><u>東北財務局</u></td> <td data-bbox="383 523 1025 715"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。</u></li> <li>2 <u>地方公共団体に対する災害融資に関すること。</u></li> <li>3 <u>災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。</u></li> <li>4 <u>財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 715 383 842"><u>東北厚生局</u></td> <td data-bbox="383 715 1025 842"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害状況の情報収集と通報に関すること。</u></li> <li>2 <u>関係職員の派遣に関すること。</u></li> <li>3 <u>関係機関等との連絡調整に関すること。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 842 383 1002"><u>東北農政局</u></td> <td data-bbox="383 842 1025 1002"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</u></li> <li>2 <u>農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。</u></li> <li>3 <u>応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1002 383 1082"><u>東北森林管理局</u></td> <td data-bbox="383 1002 1025 1082">林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1082 383 1321"><u>東北経済産業局</u></td> <td data-bbox="383 1082 1025 1321"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</u></li> <li>2 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。</u></li> <li>3 <u>産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1321 383 1458"><u>東北地方 環境事務所</u></td> <td data-bbox="383 1321 1025 1458"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害状況の把握と報告連絡に関すること。</u></li> <li>2 <u>関係職員の派遣に関すること。</u></li> <li>3 <u>関係機関等との連絡調整に関すること。</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	<u>東北管区警察局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害状況の把握と報告連絡に関すること。</u></li> <li>2 <u>警察官及び災害関係装備品の受・支援調整に関すること。</u></li> <li>3 <u>関係職員の派遣に関すること。</u></li> <li>4 <u>関係機関等との連絡調整に関すること。</u></li> </ul>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>東北財務局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。</u></li> <li>2 <u>地方公共団体に対する災害融資に関すること。</u></li> <li>3 <u>災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。</u></li> <li>4 <u>財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。</u></li> </ul>	<u>東北厚生局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害状況の情報収集と通報に関すること。</u></li> <li>2 <u>関係職員の派遣に関すること。</u></li> <li>3 <u>関係機関等との連絡調整に関すること。</u></li> </ul>	<u>東北農政局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</u></li> <li>2 <u>農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。</u></li> <li>3 <u>応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</u></li> </ul>	<u>東北森林管理局</u>	林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。	<u>東北経済産業局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</u></li> <li>2 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。</u></li> <li>3 <u>産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。</u></li> </ul>	<u>東北地方 環境事務所</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害状況の把握と報告連絡に関すること。</u></li> <li>2 <u>関係職員の派遣に関すること。</u></li> <li>3 <u>関係機関等との連絡調整に関すること。</u></li> </ul>	<p>6 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1081 212 1294 252">機 関 名</th> <th data-bbox="1294 212 1937 252">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1081 252 1294 443"><u>東北管区警察局</u></td> <td data-bbox="1294 252 1937 443"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害状況の把握と報告連絡に関すること。</u></li> <li>2 <u>警察官及び災害関係装備品の受・支援調整に関すること。</u></li> <li>3 <u>関係職員の派遣に関すること。</u></li> <li>4 <u>関係機関等との連絡調整に関すること。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 443 1294 603"><u>東北管区行政評価局</u></td> <td data-bbox="1294 443 1937 603"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>被災者への生活支援情報の提供</u></li> <li>2 <u>専用電話備えた相談窓口の開設</u></li> <li>3 <u>特別行政相談所の開設</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 603 1294 683"><u>東北総合通信局</u></td> <td data-bbox="1294 603 1937 683">電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 683 1294 874"><u>東北財務局</u></td> <td data-bbox="1294 683 1937 874"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。</u></li> <li>2 <u>地方公共団体に対する災害融資に関すること。</u></li> <li>3 <u>災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。</u></li> <li>4 <u>財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 874 1294 1002"><u>東北厚生局</u></td> <td data-bbox="1294 874 1937 1002"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害状況の情報収集と通報に関すること。</u></li> <li>2 <u>関係職員の派遣に関すること。</u></li> <li>3 <u>関係機関等との連絡調整に関すること。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 1002 1294 1082"><u>宮城労働局</u></td> <td data-bbox="1294 1002 1937 1082">労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 1082 1294 1241"><u>東北農政局</u></td> <td data-bbox="1294 1082 1937 1241"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</u></li> <li>2 <u>農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。</u></li> <li>3 <u>応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 1241 1294 1321"><u>東北森林管理局</u></td> <td data-bbox="1294 1241 1937 1321">林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 1321 1294 1458"><u>東北経済産業局</u></td> <td data-bbox="1294 1321 1937 1458"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</u></li> <li>2 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。</u></li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	<u>東北管区警察局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害状況の把握と報告連絡に関すること。</u></li> <li>2 <u>警察官及び災害関係装備品の受・支援調整に関すること。</u></li> <li>3 <u>関係職員の派遣に関すること。</u></li> <li>4 <u>関係機関等との連絡調整に関すること。</u></li> </ul>	<u>東北管区行政評価局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>被災者への生活支援情報の提供</u></li> <li>2 <u>専用電話備えた相談窓口の開設</u></li> <li>3 <u>特別行政相談所の開設</u></li> </ul>	<u>東北総合通信局</u>	電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。	<u>東北財務局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。</u></li> <li>2 <u>地方公共団体に対する災害融資に関すること。</u></li> <li>3 <u>災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。</u></li> <li>4 <u>財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。</u></li> </ul>	<u>東北厚生局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害状況の情報収集と通報に関すること。</u></li> <li>2 <u>関係職員の派遣に関すること。</u></li> <li>3 <u>関係機関等との連絡調整に関すること。</u></li> </ul>	<u>宮城労働局</u>	労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。	<u>東北農政局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</u></li> <li>2 <u>農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。</u></li> <li>3 <u>応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</u></li> </ul>	<u>東北森林管理局</u>	林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。	<u>東北経済産業局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</u></li> <li>2 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。</u></li> </ul>	<p>▶ 県地域防災計画〔地震災害対策編〕との整合</p>
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																								
<u>東北管区警察局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害状況の把握と報告連絡に関すること。</u></li> <li>2 <u>警察官及び災害関係装備品の受・支援調整に関すること。</u></li> <li>3 <u>関係職員の派遣に関すること。</u></li> <li>4 <u>関係機関等との連絡調整に関すること。</u></li> </ul>																																								
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																								
<u>東北財務局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。</u></li> <li>2 <u>地方公共団体に対する災害融資に関すること。</u></li> <li>3 <u>災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。</u></li> <li>4 <u>財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。</u></li> </ul>																																								
<u>東北厚生局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害状況の情報収集と通報に関すること。</u></li> <li>2 <u>関係職員の派遣に関すること。</u></li> <li>3 <u>関係機関等との連絡調整に関すること。</u></li> </ul>																																								
<u>東北農政局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</u></li> <li>2 <u>農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。</u></li> <li>3 <u>応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</u></li> </ul>																																								
<u>東北森林管理局</u>	林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。																																								
<u>東北経済産業局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</u></li> <li>2 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。</u></li> <li>3 <u>産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。</u></li> </ul>																																								
<u>東北地方 環境事務所</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害状況の把握と報告連絡に関すること。</u></li> <li>2 <u>関係職員の派遣に関すること。</u></li> <li>3 <u>関係機関等との連絡調整に関すること。</u></li> </ul>																																								
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																								
<u>東北管区警察局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害状況の把握と報告連絡に関すること。</u></li> <li>2 <u>警察官及び災害関係装備品の受・支援調整に関すること。</u></li> <li>3 <u>関係職員の派遣に関すること。</u></li> <li>4 <u>関係機関等との連絡調整に関すること。</u></li> </ul>																																								
<u>東北管区行政評価局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>被災者への生活支援情報の提供</u></li> <li>2 <u>専用電話備えた相談窓口の開設</u></li> <li>3 <u>特別行政相談所の開設</u></li> </ul>																																								
<u>東北総合通信局</u>	電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。																																								
<u>東北財務局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること。</u></li> <li>2 <u>地方公共団体に対する災害融資に関すること。</u></li> <li>3 <u>災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること。</u></li> <li>4 <u>財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること。</u></li> </ul>																																								
<u>東北厚生局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害状況の情報収集と通報に関すること。</u></li> <li>2 <u>関係職員の派遣に関すること。</u></li> <li>3 <u>関係機関等との連絡調整に関すること。</u></li> </ul>																																								
<u>宮城労働局</u>	労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。																																								
<u>東北農政局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</u></li> <li>2 <u>農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。</u></li> <li>3 <u>応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</u></li> </ul>																																								
<u>東北森林管理局</u>	林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。																																								
<u>東北経済産業局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <u>工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</u></li> <li>2 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。</u></li> </ul>																																								

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

・ 頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
	<p><u>東北運輸局</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。</u></li> <li>2 <u>緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。</u></li> </ol> <p><u>東京航空局</u></p> <p><u>仙台空港事務所</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>原子力発電所上空の飛行規制に関すること。</u></li> <li>2 <u>緊急時における飛行場使用の総合調整に関すること。</u></li> </ol> <p><u>第二管区</u></p> <p><u>海上保安本部</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。</u></li> <li>2 <u>船舶に対する各種制限措置の解除に関すること。</u></li> <li>3 <u>海上の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。</u></li> </ol> <p><u>仙台管区气象台</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</u></li> <li>2 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達に関すること。</u></li> <li>3 <u>災害時における気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</u></li> </ol>	<p><u>東北地方整備局</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 <u>産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援に関すること。</u></li> </ol> <p><u>所管する道路の管理に関すること。</u></p> <p><u>東北運輸局</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。</u></li> <li>2 <u>緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。</u></li> </ol> <p><u>東京航空局</u></p> <p><u>仙台空港事務所</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>原子力発電所上空の飛行規制に関すること。</u></li> <li>2 <u>緊急時における飛行場使用の総合調整に関すること。</u></li> </ol> <p><u>国土地理院</u></p> <p><u>東北地方測量部</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u></li> <li>2 <u>復旧測量等の実施に関すること。</u></li> </ol> <p><u>仙台管区气象台</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</u></li> <li>2 <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への適時・的確な伝達に関すること。</u></li> <li>3 <u>災害時における気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</u></li> </ol>	<p>▶ 県地域防災計画〔地震災害対策編〕との整合</p>

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和6年11月)		修 正 後		備 考
	機 関 名	事 務 又 は 業 務	機 関 名	事 務 又 は 業 務	
19	<p><u>東北総合通信局</u></p> <p><u>宮城労働局</u></p> <p><u>東北地方整備局</u></p> <p><u>東北防衛局</u></p> <p><u>国土地理院</u></p> <p><u>東北地方測量部</u></p>	<p><u>電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。</u></p> <p><u>労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。</u></p> <p><u>所管する道路の管理に関すること。</u></p> <p><u>1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。</u></p> <p><u>1 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u></p> <p><u>2 復旧測量等の実施に関すること。</u></p>	<p><u>第二管区</u></p> <p><u>海上保安本部</u></p> <p><u>東北地方</u></p> <p><u>環境事務所</u></p> <p><u>東北防衛局</u></p>	<p><u>1 船舶等に対する情報の伝達・周知に関すること。</u></p> <p><u>2 海上交通安全の確保に関すること。</u></p> <p><u>3 緊急時モニタリングの支援に関すること。</u></p> <p><u>1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。</u></p> <p><u>2 関係職員の派遣に関すること。</u></p> <p><u>3 関係機関等との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。</u></p>	<p>▶ 県地域防災計画〔地震災害対策編〕との整合</p>
7 (略)		7 (略)			
8 指定公共機関	<p><u>独立行政法人国立病院機構 本 部 北 海 道 東 北 グ ル ー プ</u></p> <p><u>東日本電信電話 株式会社宮城事業部</u></p> <p><u>株式会社 NTT ドコモ 東北支社</u></p> <p><u>KDDI 株式会社 東北総支社</u></p> <p><u>ソフトバンク株式会社</u></p>	<p><u>国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。</u></p> <p><u>通信の確保に関すること。</u></p> <p><u>通信の確保に関すること。</u></p> <p><u>通信の確保に関すること。</u></p> <p><u>通信の確保に関すること。</u></p> <p><u>通信の確保に関すること。</u></p>	<p><u>独立行政法人国立病院機構 本 部 北 海 道 東 北 グ ル ー プ</u></p> <p><u>日本銀行仙台支店</u></p> <p><u>日本赤十字社 宮城県支部</u></p> <p><u>日本放送協会 仙台放送局</u></p>	<p><u>国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること。</u></p> <p><u>災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関すること。</u></p> <p><u>1 医療救護に関すること。</u></p> <p><u>2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。</u></p> <p><u>3 血液製剤の供給に関すること。</u></p> <p><u>4 義援金の受付に関すること。</u></p> <p><u>5 その他応急対策に必要な業務に関すること。</u></p> <p><u>1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。</u></p> <p><u>2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</u></p>	<p>▶ 県地域防災計画〔地震災害対策編〕との整合</p>

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和6年11月)		修 正 後		備 考
	機 関 名	事 務 又 は 業 務	機 関 名	事 務 又 は 業 務	
20	<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>通信の確保に関すること。</u>	<u>東日本高速道路株式会社東北支社</u>	<u>高速道路の交通確保に関すること。</u>	▶ 県地域防災計画〔地震災害対策編〕との整合
	<u>日本赤十字社 宮城県支部</u>	<u>1 医療救護に関すること。</u> <u>2 救援物資の備蓄及び配分に関すること。</u> <u>3 血液製剤の供給に関すること。</u> <u>4 義援金の受付に関すること。</u> <u>5 その他応急対策に必要な業務に関すること。</u>	<u>東日本旅客鉄道株式会社東北本部</u>	<u>救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</u>	
	<u>日本放送協会 仙台放送局</u>	<u>1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。</u> <u>2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</u>	<u>日本貨物鉄道株式会社東北支社</u>	<u>1 災害対策に必要な物資の輸送対策に関すること。</u> <u>2 災害時の応急輸送対策に関すること。</u>	
	<u>東日本旅客鉄道株式会社仙台支社</u>	<u>救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</u>	<u>NTT 東日本株式会社 宮城事業部</u>	<u>通信の確保に関すること。</u>	
	<u>日本貨物鉄道株式会社東北支社</u>	<u>1 災害対策に必要な物資の輸送対策に関すること。</u> <u>2 災害時の応急輸送対策に関すること。</u>	<u>KDDI 株式会社 コーポレート統括本部</u>	<u>通信の確保に関すること。</u>	
	<u>東日本高速道路株式会社東北支社</u>	<u>高速道路の交通確保に関すること。</u>	<u>株式会社 NTT ドコモ 東北支社</u>	<u>通信の確保に関すること。</u>	
	<u>日本銀行仙台支店</u>	<u>災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関すること</u>	<u>ソフトバンク株式会社</u>	<u>通信の確保に関すること。</u>	
			<u>楽天モバイル株式会社</u>	<u>通信の確保に関すること。</u>	

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考																																				
22	<p>9 指定地方公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><a href="#">東北放送株式会社</a></td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <a href="#">原子力に係る知識の普及に関すること。</a></li> <li>2 <a href="#">災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</a></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td><a href="#">株式会社仙台放送</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">株式会社宮城テレビ放送</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">株式会社東日本放送</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">株式会社エフエム仙台</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">公益社団法人宮城県医師会</a></td> <td><a href="#">災害時における医療救護活動に関すること。</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">公益社団法人宮城県トラック協会</a></td> <td><a href="#">災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">宮城県道路公社</a></td> <td><a href="#">高規格道路の交通確保に関すること。</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">公益社団法人宮城県バス協会</a></td> <td><a href="#">災害時における緊急避難輸送確保</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">一般社団法人宮城県薬剤師会</a></td> <td><a href="#">災害時における医薬品の管理と供給</a></td> </tr> </tbody> </table> <p>第7節から第8節 (略)</p>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	<a href="#">東北放送株式会社</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <a href="#">原子力に係る知識の普及に関すること。</a></li> <li>2 <a href="#">災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</a></li> </ul>	<a href="#">株式会社仙台放送</a>	<a href="#">株式会社宮城テレビ放送</a>	<a href="#">株式会社東日本放送</a>	<a href="#">株式会社エフエム仙台</a>	<a href="#">公益社団法人宮城県医師会</a>	<a href="#">災害時における医療救護活動に関すること。</a>	<a href="#">公益社団法人宮城県トラック協会</a>	<a href="#">災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。</a>	<a href="#">宮城県道路公社</a>	<a href="#">高規格道路の交通確保に関すること。</a>	<a href="#">公益社団法人宮城県バス協会</a>	<a href="#">災害時における緊急避難輸送確保</a>	<a href="#">一般社団法人宮城県薬剤師会</a>	<a href="#">災害時における医薬品の管理と供給</a>	<p>9 指定地方公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 名</th> <th style="text-align: center;">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><a href="#">公益社団法人宮城県トラック協会</a></td> <td><a href="#">災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">公益社団法人宮城県バス協会</a></td> <td><a href="#">災害時における緊急避難輸送確保</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">東北放送株式会社</a></td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 <a href="#">原子力に係る知識の普及に関すること。</a></li> <li>2 <a href="#">災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</a></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td><a href="#">株式会社仙台放送</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">株式会社宮城テレビ放送</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">株式会社東日本放送</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">株式会社エフエム仙台</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">公益社団法人宮城県医師会</a></td> <td><a href="#">災害時における医療救護活動に関すること。</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">一般社団法人宮城県薬剤師会</a></td> <td><a href="#">災害時における医薬品の管理と適正な使用の担保</a></td> </tr> <tr> <td><a href="#">宮城県道路公社</a></td> <td><a href="#">高規格道路の交通確保に関すること。</a></td> </tr> </tbody> </table> <p>第7節から第8節 (略)</p>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	<a href="#">公益社団法人宮城県トラック協会</a>	<a href="#">災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。</a>	<a href="#">公益社団法人宮城県バス協会</a>	<a href="#">災害時における緊急避難輸送確保</a>	<a href="#">東北放送株式会社</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <a href="#">原子力に係る知識の普及に関すること。</a></li> <li>2 <a href="#">災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</a></li> </ul>	<a href="#">株式会社仙台放送</a>	<a href="#">株式会社宮城テレビ放送</a>	<a href="#">株式会社東日本放送</a>	<a href="#">株式会社エフエム仙台</a>	<a href="#">公益社団法人宮城県医師会</a>	<a href="#">災害時における医療救護活動に関すること。</a>	<a href="#">一般社団法人宮城県薬剤師会</a>	<a href="#">災害時における医薬品の管理と適正な使用の担保</a>	<a href="#">宮城県道路公社</a>	<a href="#">高規格道路の交通確保に関すること。</a>	<p>▶ 県地域防災計画〔地震災害対策編〕との整合</p>
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																						
<a href="#">東北放送株式会社</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <a href="#">原子力に係る知識の普及に関すること。</a></li> <li>2 <a href="#">災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</a></li> </ul>																																						
<a href="#">株式会社仙台放送</a>																																							
<a href="#">株式会社宮城テレビ放送</a>																																							
<a href="#">株式会社東日本放送</a>																																							
<a href="#">株式会社エフエム仙台</a>																																							
<a href="#">公益社団法人宮城県医師会</a>	<a href="#">災害時における医療救護活動に関すること。</a>																																						
<a href="#">公益社団法人宮城県トラック協会</a>	<a href="#">災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。</a>																																						
<a href="#">宮城県道路公社</a>	<a href="#">高規格道路の交通確保に関すること。</a>																																						
<a href="#">公益社団法人宮城県バス協会</a>	<a href="#">災害時における緊急避難輸送確保</a>																																						
<a href="#">一般社団法人宮城県薬剤師会</a>	<a href="#">災害時における医薬品の管理と供給</a>																																						
機 関 名	事 務 又 は 業 務																																						
<a href="#">公益社団法人宮城県トラック協会</a>	<a href="#">災害時における緊急物資のトラック輸送確保に関すること。</a>																																						
<a href="#">公益社団法人宮城県バス協会</a>	<a href="#">災害時における緊急避難輸送確保</a>																																						
<a href="#">東北放送株式会社</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 <a href="#">原子力に係る知識の普及に関すること。</a></li> <li>2 <a href="#">災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。</a></li> </ul>																																						
<a href="#">株式会社仙台放送</a>																																							
<a href="#">株式会社宮城テレビ放送</a>																																							
<a href="#">株式会社東日本放送</a>																																							
<a href="#">株式会社エフエム仙台</a>																																							
<a href="#">公益社団法人宮城県医師会</a>	<a href="#">災害時における医療救護活動に関すること。</a>																																						
<a href="#">一般社団法人宮城県薬剤師会</a>	<a href="#">災害時における医薬品の管理と適正な使用の担保</a>																																						
<a href="#">宮城県道路公社</a>	<a href="#">高規格道路の交通確保に関すること。</a>																																						



・ 頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
27	<p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、<u>平常時</u>から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>(3)</u> 県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p><u>(4)</u> 県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p><u>(5)</u> 県は、避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p> <p><b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県は、<u>平常時より</u>原子力防災関連情報（大気中放射性物質拡散計算を含む。）の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び関係市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p>	<p><u>(2)</u> 県は、<u>市町村</u>に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するものとする。</p> <p><u>(3)</u> 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、<u>平時</u>から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>(4)</u> 県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p><u>(5)</u> 県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p><u>(6)</u> 県は、避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p> <p><b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県は、<u>平時から</u>原子力防災関連情報（大気中放射性物質拡散計算を含む。）の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び関係市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正（各災害に共通する対策編との整合）</p> <p>▶ 防災基本計画の修正（各災害に共通する対策編との整合）</p>



## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
	<p>⑤ 災害時優先電話等の活用            県は、<u>東日本電信電話</u>株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 非常用電源等の確保            県は、関係市町及び関係機関と連携し、<u>対策拠点施設</u>等及び庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備(補充用燃料を含む)の整備を進めるとともに、専門的な知見・技術をもとに耐震性・耐浪性のある場所への設置等を図るものとする。</p> <p>⑧ (略)</p>	<p>⑤ 災害時優先電話等の活用            県は、<u>NTT東日本</u>株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 非常用電源等の確保            県は、関係市町及び関係機関と連携し、<u>オフサイトセンター</u>等及び庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備(補充用燃料を含む)の整備を進めるとともに、専門的な知見・技術をもとに耐震性・耐浪性のある場所への設置等を図るものとする。</p> <p>⑧ (略)</p>	<p>➤ 社名変更の適用</p> <p>➤ 防災基本計画の修正(原子力災害対策編との整合)</p>
30	<p><b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b></p> <p>1 から 2 (略)</p> <p>3 <u>対策拠点施設</u>等における立ち上げ準備体制等</p> <p>(1) <u>対策拠点施設</u>等における現地災害対策本部立ち上げ準備体制            県は、施設敷地緊急事態に至った場合、直ちに国及び関係市町と協力して、<u>対策拠点施設</u>等における現地災害対策本部を立ち上げられるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制            県は、国が現地事故対策連絡会議を<u>対策拠点施設</u>等において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、<u>対策拠点施設</u>等への派遣手段等も定めておくものとする。</p>	<p><b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b></p> <p>1 から 2 (略)</p> <p>3 <u>オフサイトセンター</u>等における立ち上げ準備体制等</p> <p>(1) <u>オフサイトセンター</u>等における現地災害対策本部立ち上げ準備体制            県は、施設敷地緊急事態に至った場合、直ちに国及び関係市町と協力して、<u>オフサイトセンター</u>等における現地災害対策本部を立ち上げられるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制            県は、国が現地事故対策連絡会議を<u>オフサイトセンター</u>等において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、<u>オフサイトセンター</u>等への派遣手段等も定めておくものとする。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正(原子力災害対策編との整合)</p>
31	<p>4 <u>対策拠点施設</u>等における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>(1) 原子力災害合同対策協議会の設置            県は、原災法第15条に規定する内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が</p>	<p>4 <u>オフサイトセンター</u>等における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>(1) 原子力災害合同対策協議会の設置            県は、原災法第15条に規定する内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が</p>	

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
31	<p>発出された後、同法第 23 条の規定により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、<u>対策拠点施設</u>等に設置するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 原子力災害合同対策協議会の機能班に配置する県の職員 <u>対策拠点施設</u>等において、原子力災害合同対策協議会のもとに原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係市町及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>5 から 6 (略)</p> <p>7 防災関係機関相互の連携体制 県は、<u>平常時</u>から原子力防災専門官をはじめとする国、関係道府県、関係市町、自衛隊、警察本部、消防本部(局)、第二管区海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</p> <p>8 応援要請等に基づく受け入れ体制 (1) 広域的な応援協力体制等 ① 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査 (<u>居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう</u>)。以下同じ) 及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の</p>	<p>発出された後、同法第 23 条の規定により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、<u>オフサイトセンター</u>等に設置するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 原子力災害合同対策協議会の機能班に配置する県の職員 <u>オフサイトセンター</u>等において、原子力災害合同対策協議会のもとに原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係市町及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>5 から 6 (略)</p> <p>7 防災関係機関相互の連携体制 県は、<u>平時</u>から原子力防災専門官をはじめとする国、関係道府県、関係市町、自衛隊、警察本部、消防本部(局)、第二管区海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</p> <p>8 応援要請等に基づく受け入れ体制 (1) 広域的な応援協力体制等 ① 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査 (<u>国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査</u>)。以下同じ) 及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正(原子力災害対策編との整合)</p> <p>▶ 防災基本計画の修正(原子力災害対策編等との整合)</p> <p>▶ 防災基本計画の修正(原子力災害対策編等との整合)</p>

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
32	<p>活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) から (3) (略)</p> <p>9 自衛隊との連携体制          県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備に努めるものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、<u>平常時より</u>その想定を行うとともに、関係部隊との事前の調整を行うものとする。</p> <p>10 <u>対策拠点施設</u>          (1) <u>対策拠点施設</u>の指定又は変更          県は、原災法第12条の規定により、<u>対策拠点施設</u>の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) <u>対策拠点施設</u>等の<u>平常時</u>の活用          県及び国は、<u>対策拠点施設</u>等を地域における原子力防災の拠点として<u>平常時</u>から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>(3) <u>対策拠点施設</u>等における非常用通信機器の整備          県及び国は相互に連携して、<u>対策拠点施設</u>等に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。</p>	<p>災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) から (3) (略)</p> <p>9 自衛隊との連携体制          県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備に努めるものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、<u>平時から</u>その想定を行うとともに、関係部隊との事前の調整を行うものとする。</p> <p>10 <u>オフサイトセンター</u>          (1) <u>オフサイトセンター</u>の指定又は変更          県は、原災法第12条の規定により、<u>オフサイトセンター</u>の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) <u>オフサイトセンター</u>等の<u>平時</u>の活用          県及び国は、<u>オフサイトセンター</u>等を地域における原子力防災の拠点として<u>平時</u>から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>(3) <u>オフサイトセンター</u>等における非常用通信機器の整備          県及び国は相互に連携して、<u>オフサイトセンター</u>等に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正(各災害に共通する対策編との整合)</p> <p>▶ 防災基本計画の修正(原子力災害対策編等との整合)</p>

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

・ 頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
33	<p>(4) <u>対策拠点施設</u>等の施設・設備等の整備、維持・管理 県及び国は相互に連携して、過酷事故においても活動を継続することができるよう <u>対策拠点施設</u>等の施設・設備、防護資機材及び資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。</p> <p>(5) <u>対策拠点施設</u>等からの移転等 県は、<u>対策拠点施設</u>からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>11 防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国、関係市町及び原子力事業者との情報交換 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、<u>平常時より</u>、国、関係市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</b></p> <p>1から3 (略)</p> <p>4 要配慮者等への情報伝達体制の整備 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び関係市町と連携し要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時より</u>これらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(4) <u>オフサイトセンター</u>等の施設・設備等の整備、維持・管理 県及び国は相互に連携して、過酷事故においても活動を継続することができるよう <u>オフサイトセンター</u>等の施設・設備、防護資機材及び資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。</p> <p>(5) <u>オフサイトセンター</u>等からの移転等 県は、<u>オフサイトセンター</u>からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>11 防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国、関係市町及び原子力事業者との情報交換 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、<u>平時から</u>、国、関係市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</b></p> <p>1から3 (略)</p> <p>4 要配慮者等への情報伝達体制の整備 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び関係市町と連携し要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時から</u>これらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正（各災害に共通する対策編との整合）</p> <p>➤ 防災基本計画の修正（各災害に共通する対策編との整合）</p>

・ 頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
34	<p><b>第9節 モニタリング体制等</b></p> <p>緊急時モニタリングは、原子力規制委員会の統括のもとで行うこととなる。この際、緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Monitoring Center）が設置され、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等から編成された要員が連携して緊急時モニタリングを実施することとなる。また、これ以外の関係省庁はその支援を行うこととされている。</p> <p>県は、緊急時における原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を実施するとともに、緊急時モニタリングの測定結果をOILに基づく防護措置実施の判断に活用できるように緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。</p> <p>このため、県は、国、関係市町及び原子力事業者等（この節では、以下「モニタリング関係機関」という。）と連携し、緊急時モニタリング計画の策定・修正、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 モニタリング設備・機器等の整備・維持</p> <p>県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングステーション、モニタリングポスト、モニタリングポイント、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。</p> <p>また、県は、対策拠点施設等に国の統括する緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための環境の整備に協力するものとする。</p> <p>県所有の環境放射線モニタリング設備・機器の整備状況（資料2-9-1）参照 東北電力(株)所有の環境放射線モニタリング設備・機器の整備状況（資料2-9-2）参照 環境放射線監視システム図（資料2-9-3）参照 気象・海象観測機器の整備状況（資料2-9-4）参照</p> <p>3 （略）</p>	<p><b>第9節 モニタリング体制等</b></p> <p>緊急時モニタリングは、原子力規制委員会の統括のもとで行うこととなる。この際、緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Monitoring Center）が設置され、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等から編成された要員が連携して緊急時モニタリングを実施することとなる。また、これ以外の関係省庁はその支援を行うこととされている。</p> <p>県は、緊急時における原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を実施するとともに、緊急時モニタリングの測定結果をOILに基づく防護措置実施の判断に活用できるように緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。</p> <p>このため、県は、国、関係市町及び原子力事業者等（この節では、以下「モニタリング関係機関」という。）と連携し、緊急時モニタリング計画の策定・修正、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 モニタリング設備・機器等の整備・維持</p> <p>県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングステーション、モニタリングポスト、モニタリングポイント、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。</p> <p>また、県は、オフサイトセンター等に国の統括する緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための環境の整備に協力するものとする。</p> <p>県所有の環境放射線モニタリング設備・機器の整備状況（資料2-9-1）参照 東北電力(株)所有の環境放射線モニタリング設備・機器の整備状況（資料2-9-2）参照 環境放射線監視システム図（資料2-9-3）参照 気象・海象観測機器の整備状況（資料2-9-4）参照</p> <p>3 （略）</p>	<p>▶ 記載の適正化</p> <p>▶ 記載の適正化（宮城県緊急時モニタリング実施要領との整合）</p> <p>▶ 防災基本計画の修正（原子力災害対策編等との整合）</p>



## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
37	<p>事項を把握し、又は定めておき、これを基に避難等に係る計画を定めておくものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 広域避難等のために定めておく事項</p> <p>ア 指定避難所及び広域避難先の避難所(「広域避難所」という。以下同じ。)(これらを併せて「指定避難所等」という。以下同じ。)</p> <p>イ 避難経路(一時集合場所、避難退域時検査及び簡易除染の場所、避難所受付ステーションを含む。以下同じ。)及び避難方法</p> <p>ウ その他必要な事項</p> <p>一時集合場所一覧(資料2-13-1)</p> <p>避難退域時検査等場所候補地一覧(資料2-13-2)</p> <p>避難所受付ステーション一覧(資料2-13-3)</p> <p>避難先避難所一覧(資料2-13-4)</p> <p>2 指定避難所等の整備についての助言</p> <p>(1) 指定避難所等の整備</p> <p>県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を、その管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。</p> <p>指定避難所等の確保に当たっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、指定避難所等については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女及び性的マイノリティ(LGBT等)などの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>県及び関係市町は感染症対策のため、<u>平常時</u>から、指定避難所等のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する</p>	<p>事項を把握し、又は定めておき、これを基に避難等に係る計画を定めておくものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 広域避難等のために定めておく事項</p> <p>ア 指定避難所及び広域避難先の避難所(「広域避難所」という。以下同じ。)(これらを併せて「指定避難所等」という。以下同じ。)</p> <p>イ 避難経路(一時集合場所、避難退域時検査及び簡易除染の場所、避難所受付ステーションを含む。以下同じ。)及び避難方法</p> <p>ウ その他必要な事項</p> <p>一時集合場所一覧(資料2-13-1)</p> <p>避難退域時検査 場所候補地一覧(資料2-13-2)</p> <p>避難所受付ステーション一覧(資料2-13-3)</p> <p>避難先避難所一覧(資料2-13-4)</p> <p>2 指定避難所等の整備についての助言</p> <p>(1) 指定避難所等の整備</p> <p>県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を、その管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。</p> <p>指定避難所等の確保に当たっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、指定避難所等については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女及び性的マイノリティ(LGBT等)などの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>県及び関係市町は感染症対策のため、<u>平時</u>から、指定避難所等のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する</p>	<p>➤ 記載の適正化</p> <p>➤ 防災基本計画の修正(各災害に共通する対策編との整合)</p>

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
38	<p>る研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(2) から (6) (略)</p> <p>(7) 被災者支援の仕組みの整備          県は、<u>平常時</u>から、被災者支援の仕組みを担当する部局の明確化など、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備          県及び関係市町は、<u>指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備菜、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、性的マイノリティ及び子供にも配慮するものとする。</u>          指定避難所等となる施設において、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言</p> <p>(1) 県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>① 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の避難支援等に携わる多様な主体の協力を得ながら、<u>平常時より</u>、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努</p>	<p>る研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(2) から (6) (略)</p> <p>(7) 被災者支援の仕組みの整備          県は、<u>平時</u>から、被災者支援の仕組みを担当する部局の明確化など、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備          県及び関係市町は、<u>指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備菜、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、性的マイノリティ及び子供にも配慮するものとする。</u>          指定避難所等となる施設において、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言</p> <p>(1) 県は、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>① 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の避難支援等に携わる多様な主体の協力を得ながら、<u>平時から</u>、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正（各災害に共通する対策編との整合）</p> <p>▶ 防災基本計画の修正（各災害に共通する対策編との整合）</p>



## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
	<p>2 消火活動用資機材等の整備及び助言</p> <p>県は、消火活動用資機材の整備について、<u>平常時</u>から所在市町、原子力事業者等と連携を図るとともに、所在市町に対し、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制を整備するよう助言するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第17節 原子力災害医療体制等の整備</b></p> <p>県は、原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等を実施するため、原子力災害拠点病院を指定する等広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、医療要員の確保及び関係機関との協力体制の確立のほか、<u>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル</u>等の策定、医療活動用資機材等の整備等、原子力災害医療の実施体制を整備するものとする。また、県は、原子力発電所内で発生した労働災害（被ばく、汚染をとまなう負傷者が発生した場合、その可能性のある負傷者が発生した場合、その他社会的影響等を考慮し、県において必要と認めた場合に限る。）に対処できるよう同様の体制を整備するものとする。</p> <p>1から3 (略)</p>	<p>2 消火活動用資機材等の整備及び助言</p> <p>県は、消火活動用資機材の整備について、<u>平時</u>から所在市町、原子力事業者等と連携を図るとともに、所在市町に対し、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制を整備するよう助言するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第17節 原子力災害医療体制等の整備</b></p> <p>県は、原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等を実施するため、原子力災害拠点病院を指定する等広域的な原子力災害医療体制を構築するとともに、医療要員の確保及び関係機関との協力体制の確立のほか、<u>原子力災害医療対応マニュアル</u>等の策定、医療活動用資機材等の整備等、原子力災害医療の実施体制を整備するものとする。また、県は、原子力発電所内で発生した労働災害（被ばく、汚染をとまなう負傷者が発生した場合、その可能性のある負傷者が発生した場合、その他社会的影響等を考慮し、県において必要と認めた場合に限る。）に対処できるよう同様の体制を整備するものとする。</p> <p>1から3 (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正（各災害に共通する対策編との整合）</p> <p>▶ 原子力災害医療対応マニュアルの改訂</p>
43	<p>4 <u>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル</u>等の策定及び修正</p> <p>県は、原子力災害対策指針等に基づき、<u>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル</u>等を策定するものとし、必要に応じて修正するものとする。</p> <p>5から6 (略)</p> <p>7 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内及びP A Z外であってもP A Z内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等 <u>安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域</u>（以下、これらを含む市町を「P A Zを含む市町等」という。）の住民等に</p>	<p>4 <u>原子力災害医療対応マニュアル</u>等の策定及び修正</p> <p>県は、原子力災害対策指針等に基づき、<u>原子力災害医療対応マニュアル</u>等を策定するものとし、必要に応じて修正するものとする。</p> <p>5から6 (略)</p> <p>7 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内及びP A Z外であってもP A Z内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等 <u>安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域</u>（以下、これらを含む市町を「P A Zを含む市町等」という。）の住民等に</p>	<p>▶ 原子力災害医療対応マニュアルの改訂</p> <p>▶ 記載の適正化</p>

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

・ 頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
44	<p>対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z内及びP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適正なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。</p> <p>なお、県及び関係市町は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者(妊婦、授乳婦及び未成年者(乳幼児を含む。))をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。)等の事項を住民等へ<u>平常時</u>から周知するものとする。</p> <p>(1) から (3) (略)</p> <p><b>第 18 節 物資の <u>調達</u>、供給活動</b></p> <p><u>(1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u></p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z内及びP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適正なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。</p> <p>なお、県及び関係市町は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者(妊婦、授乳婦及び未成年者(乳幼児を含む。))をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。)等の事項を住民等へ<u>平時</u>から周知するものとする。</p> <p>(1) から (3) (略)</p> <p><b>第 18 節 物資の<u>備蓄</u>、調達、供給活動</b></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、原子力災害時における調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を</u></p>	<p>▶ 防災基本計画の修正(各災害に共通する対策編との整合)</p> <p>▶ 防災基本計画の修正(各災害に共通する対策編との整合)</p> <p>▶ 防災基本計画の修正(各災害に共通する対策編との整合)</p>

・ 頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
45	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>定めておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と関係市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を超えた利用が想定される物資の備蓄と、その備蓄状況について、年に1回、広く住民に公表することを検討するものとする。</u></p> <p><u>(2) 関係市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、冷暖房器具・燃料等、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u></p> <p><u>(3) 県及び関係市町は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p><u>また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>▶ 防災基本計画の修正（各災害に共通する対策編との整合）</p>

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

・ 頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
46	<p>(2) 県及び関係市町は、<u>平常時</u>から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>(3) 県は、国、関係市町と連携のうえ、<u>備蓄</u>拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>(4) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに指定避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。</p> <p>県は、災害の規模等に鑑み、関係市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p>第 19 節から第 21 節 (略)</p> <p>第 22 節 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定等</p> <p>(1) 要素別訓練等の計画策定</p> <p>県は、国、原子力事業者の支援のもと、市町村、自衛隊等防災関係機関と連携し、以下のような防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>対策拠点施設</u>等への参集、原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練</p> <p>③から⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 から 3 (略)</p>	<p>(4) 県及び関係市町は、<u>平時</u>から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>(5) 県は、国、関係市町と連携のうえ、<u>物資</u>拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>(6) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに指定避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。</p> <p>県は、災害の規模等に鑑み、関係市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p>第 19 節から第 21 節 (略)</p> <p>第 22 節 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定等</p> <p>(1) 要素別訓練等の計画策定</p> <p>県は、国、原子力事業者の支援のもと、市町村、自衛隊等防災関係機関と連携し、以下のような防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>オフサイトセンター</u>等への参集、原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練</p> <p>③から⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 から 3 (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正（各災害に共通する対策編との整合）</p> <p>▶ 防災基本計画の修正（各災害に共通する対策編との整合）</p>

・ 頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
47	第23節から第25節 (略)	第23節から第25節 (略)	
51	第3章 緊急事態応急対策	第3章 緊急事態応急対策	
	第1節 (略)	第1節 (略)	
	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
	1から2 (略)	1から3 (略)	
53	3 関係市町、防災関係機関の通報連絡	3 関係市町、防災関係機関の通報連絡	
	(1) (略)	(1) (略)	
	(2) 宮城海上保安部の通報連絡	(2) 宮城海上保安部の通報連絡	
	原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた宮城海上保安部は、第二管区海上保安本部にその旨を直ちに報告するとともに、必要に応じ、関係市町との通報連絡に当たるものとする。	原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた宮城海上保安部は、第二管区海上保安本部にその旨を直ちに報告するとともに、必要に応じ、関係市町に対し通報連絡を行うものとする。	➤ 記載の適正化
	(3) (略)	(3) (略)	

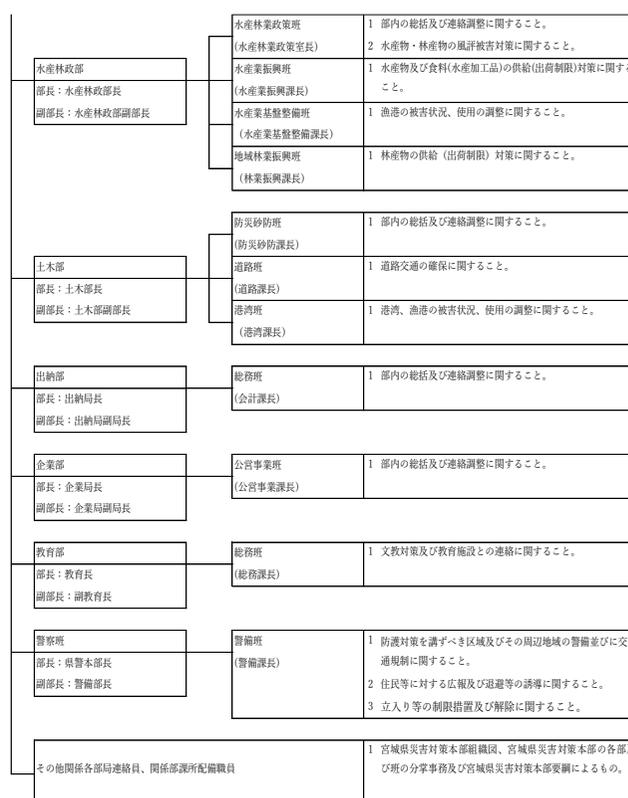
頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
54			<p>➢ 記載の適正化 (R3農林水産省組織変更の反映)</p>
図3-2-1 緊急時通報連絡系統図		図3-2-1 緊急時通報連絡系統図	

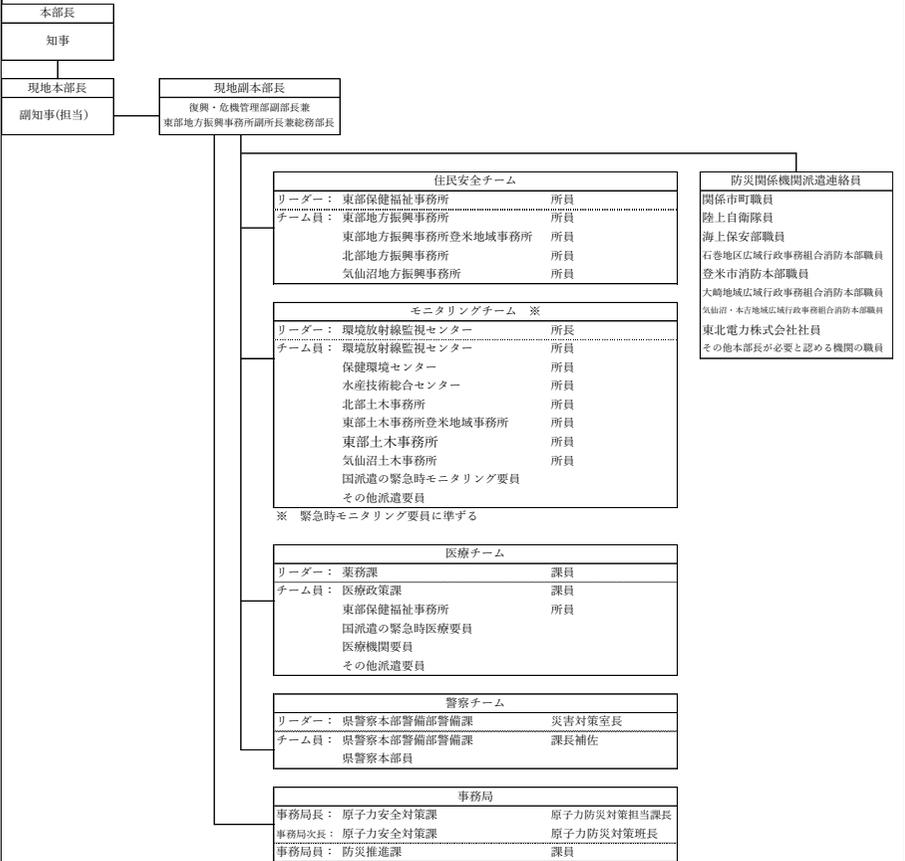
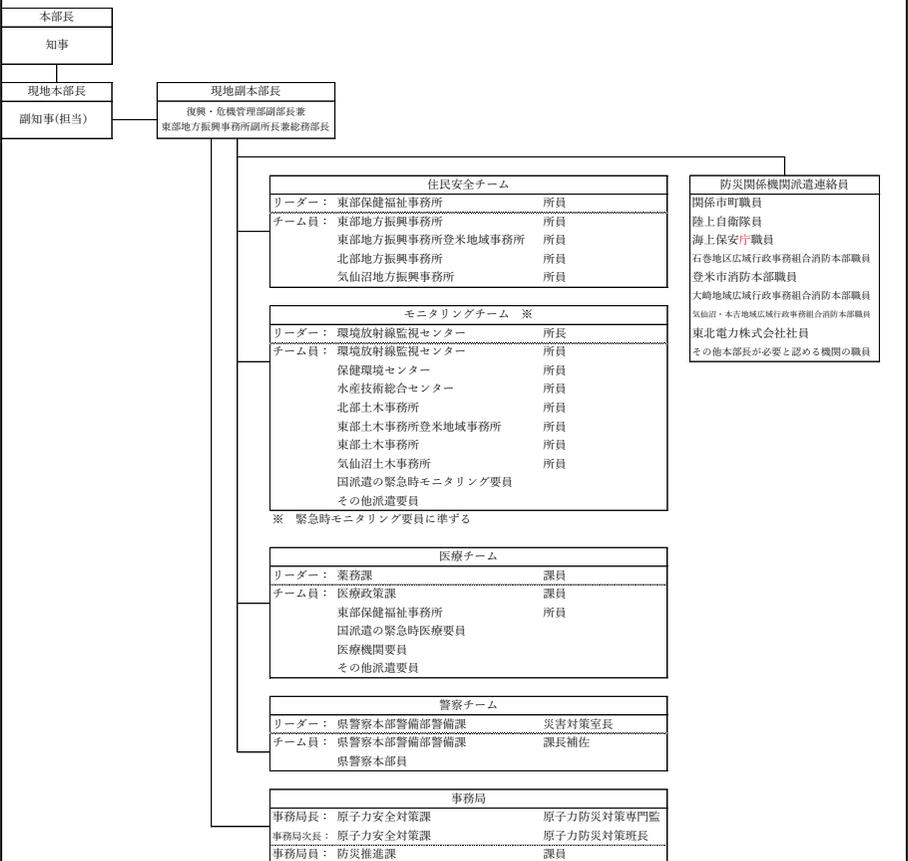
## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
55	<p>4 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動、災害情報等)</p> <p>① 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。県の現地災害対策本部は、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村の災害対策本部、指定地方公共機関、原子力事業者その他防災関係機関とともに、原則として<u>対策拠点施設</u>等において、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県の現地災害対策本部等が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>② 県は、<u>対策拠点施設</u>等に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>③ 原子力防災専門官は、<u>対策拠点施設</u>等において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び関係市町をはじめ原子力事業者、防災関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。</p> <p>5 (略)</p>	<p>4 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動、災害情報等)</p> <p>① 原子力規制委員会は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。県の現地災害対策本部は、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村の災害対策本部、指定地方公共機関、原子力事業者その他防災関係機関とともに、原則として<u>オフサイトセンター</u>等において、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県の現地災害対策本部等が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>② 県は、<u>オフサイトセンター</u>等に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>③ 原子力防災専門官は、<u>オフサイトセンター</u>等において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び関係市町をはじめ原子力事業者、防災関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。</p> <p>5 (略)</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正（原子力災害対策編等との整合）</p>
56	<p><b>第3節 原子力災害警戒体制</b></p> <p>1 県の警戒体制</p> <p>県は、原子力事業者から事故故障等発生の通報を受けた場合又は警戒事象等を検知した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害警戒体制をとるものとする。</p>	<p><b>第3節 原子力災害警戒体制</b></p> <p>1 県の警戒体制</p> <p>県は、原子力事業者から事故故障等発生の通報を受けた場合又は警戒事象等を検知した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害警戒体制をとるものとする。</p>	

・ 頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考																								
59	<p>(1) 緊急事態区分等の各段階における体制</p> <p>① (略)</p> <p>② 警戒事態 (Alert) 等発生時 (略)</p> <p><b>表3-3-1 県の原子力災害警戒本部の組織及び分掌事務</b></p> <table border="1" data-bbox="152 437 1028 592"> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>部 局 長</td><td>関係部 (局) 長</td><td>本部長の <b>名</b> を受け、所掌事務を統括する。</td></tr> <tr><td>支 部 長</td><td>地方振興事務所長</td><td>本部長の <b>名</b> を受け、地方支部の事務を総括する。</td></tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> </table> <p>➤ (略)</p> <p>(2) 自然災害による配備基準との関係</p> <p>県は、防災基本計画に定める情報収集事態 (原子力事業所所在市町で震度5弱又は5強 <u>          </u> が発生した場合) において、情報収集その他必要な対応を実施する。なお、以下の場合、特別警戒本部体制のもとで対応することとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) から (5) (略)</p>	(略)			部 局 長	関係部 (局) 長	本部長の <b>名</b> を受け、所掌事務を統括する。	支 部 長	地方振興事務所長	本部長の <b>名</b> を受け、地方支部の事務を総括する。	(略)			<p>(1) 緊急事態区分等の各段階における体制</p> <p>① (略)</p> <p>② 警戒事態 (Alert) 等発生時 (略)</p> <p><b>表3-3-1 県の原子力災害警戒本部の組織及び分掌事務</b></p> <table border="1" data-bbox="1059 437 1935 592"> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>部 局 長</td><td>関係部 (局) 長</td><td>本部長の <b>命</b> を受け、所掌事務を統括する。</td></tr> <tr><td>支 部 長</td><td>地方振興事務所長</td><td>本部長の <b>命</b> を受け、地方支部の事務を総括する。</td></tr> <tr><td colspan="3">(略)</td></tr> </table> <p>➤ (略)</p> <p>(2) 自然災害による配備基準との関係</p> <p>県は、防災基本計画に定める情報収集事態 (原子力事業所所在市町 <b>において</b>、震度5弱又は5強の<b>地震</b>が発生した場合) において、情報収集その他必要な対応を実施する。なお、以下の場合、特別警戒本部体制のもとで対応することとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) から (5) (略)</p>	(略)			部 局 長	関係部 (局) 長	本部長の <b>命</b> を受け、所掌事務を統括する。	支 部 長	地方振興事務所長	本部長の <b>命</b> を受け、地方支部の事務を総括する。	(略)			<p>➤ 記載の適正化</p> <p>➤ 記載の適正化 (防災基本計画の修正〔原子力災害対策編〕との整合)</p>
(略)																											
部 局 長	関係部 (局) 長	本部長の <b>名</b> を受け、所掌事務を統括する。																									
支 部 長	地方振興事務所長	本部長の <b>名</b> を受け、地方支部の事務を総括する。																									
(略)																											
(略)																											
部 局 長	関係部 (局) 長	本部長の <b>命</b> を受け、所掌事務を統括する。																									
支 部 長	地方振興事務所長	本部長の <b>命</b> を受け、地方支部の事務を総括する。																									
(略)																											
60	<p><b>第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立</b></p> <p>1 県の緊急事態応急対策活動体制</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準及び体制</p> <p>①から④ (略)</p>	<p><b>第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立</b></p> <p>1 県の緊急事態応急対策活動体制</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準及び体制</p> <p>①から④ (略)</p>																									

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

・ 頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考						
63	<p>図3-4-1 県の災害対策本部体制組織及び分掌事務（主要なもの） （略）</p>  <p>表3-4-1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務 （略）</p> <table border="1" data-bbox="145 1212 1030 1356"> <tr> <td>副事務局長</td> <td>復興・危機管理部副部長</td> <td>事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。</td> </tr> </table>	副事務局長	復興・危機管理部副部長	事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。	<p>図3-4-1 県の災害対策本部体制組織及び分掌事務（主要なもの） （略）</p>  <p>表3-4-1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務 （略）</p> <table border="1" data-bbox="1052 1212 1937 1356"> <tr> <td>副事務局長</td> <td>復興・危機管理部副部長</td> <td>事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。</td> </tr> </table>	副事務局長	復興・危機管理部副部長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。	<p>▶ 県組織改編に伴う修正</p> <p>▶ 記載の適正化（宮城県災害対策本部要綱等との整合）</p>
副事務局長	復興・危機管理部副部長	事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。							
副事務局長	復興・危機管理部副部長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。							

頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
64	<p>(2) 現地災害対策本部 (略) ①から② (略)</p>  <p>図3-4-2 県の現地本部の組織</p>	<p>(2) 現地災害対策本部 (略) ①から② (略)</p>  <p>図3-4-2 県の現地本部の組織</p>	<p>➤ 原子力施設事故対応マニュアルの改訂(海上保安庁連絡体制の見直し)</p>
66	<p>③防災関係機関の連絡員の派遣 本部長は、現地本部を設置した場合、直ちに関係市町長、原子力事業者、陸上自衛隊東北方面総監、<u>宮城海上保安部長</u>、石巻地区広域行政事務組合消防長その他防災関係機関の長に対し、現地本部に駐在する連絡員の派遣を要請し、災害応急対策活動の円滑な実施を図るものとする。</p>	<p>③防災関係機関の連絡員の派遣 本部長は、現地本部を設置した場合、直ちに関係市町長、原子力事業者、陸上自衛隊東北方面総監、<u>第二管区海上保安本部長</u>、石巻地区広域行政事務組合消防長その他防災関係機関の長に対し、現地本部に駐在する連絡員の派遣を要請し、災害応急対策活動の円滑な実施を図るものとする。</p>	<p>➤ 海上保安庁連絡体制の見直し</p>

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

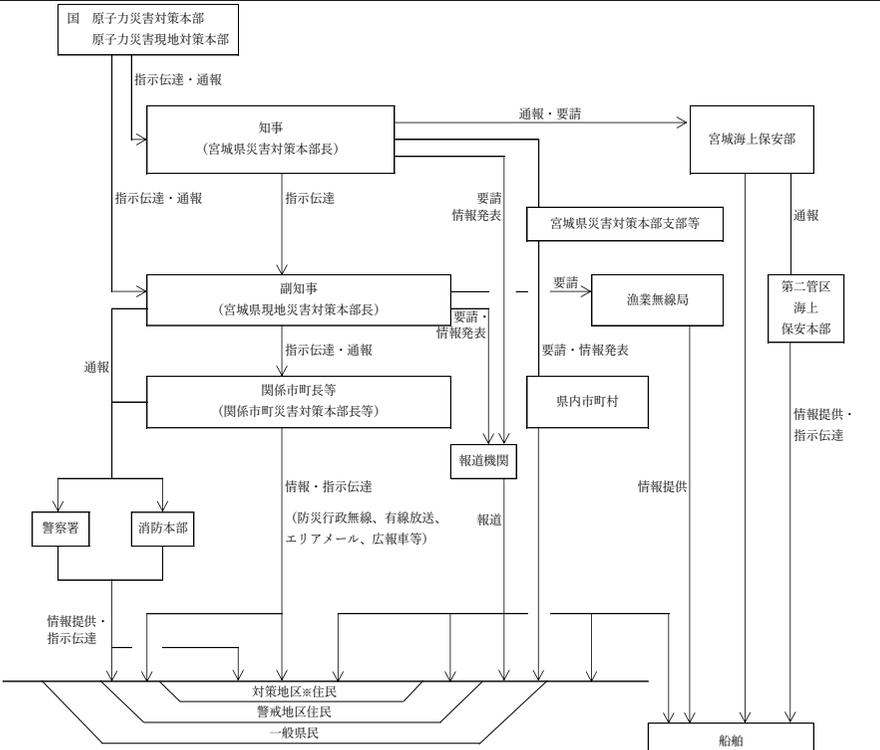
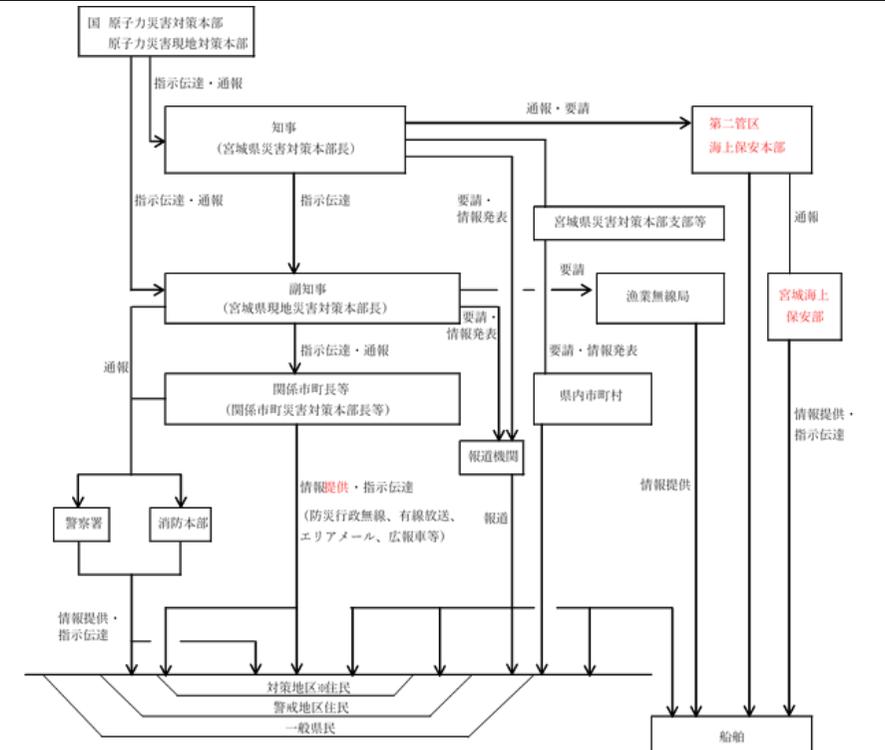
頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
	<p>④ 現地本部の設置場所 現地本部は、原則として<u>対策拠点施設</u>に設置するものとする。</p> <p>(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 県は、国が現地事故対策連絡会議を<u>対策拠点施設</u>等において開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を<u>対策拠点施設</u>等に派遣するものとする。</p> <p>(4) 国等との情報の共有等 県は、<u>対策拠点施設</u>等に派遣された県の職員に対し、県が行う災害対策の状況、緊急事態応急対策の状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国の現地事故対策連絡会議などにおいて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p> <p>(5) <u>対策拠点施設</u>等での協力 現地本部は、原子力緊急事態宣言発出により、<u>対策拠点施設</u>等において組織される原子力災害合同対策協議会全体会議等に係る準備に協力するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等</p> <p>本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、<u>対策拠点施設</u>等において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、現地本部長をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。</p> <p>原子力災害合同対策協議会の構成員は表3-4-4のとおりである。</p> <p>また、県は、あらかじめ定められた職員を<u>対策拠点施設</u>等に派遣し、初動の緊急避難に係る周辺区域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握、医療関係情報の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>3から7 (略)</p>	<p>④ 現地本部の設置場所 現地本部は、原則として<u>オフサイトセンター</u>に設置するものとする。</p> <p>(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣 県は、国が現地事故対策連絡会議を<u>オフサイトセンター</u>等において開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を<u>オフサイトセンター</u>等に派遣するものとする。</p> <p>(4) 国等との情報の共有等 県は、<u>オフサイトセンター</u>等に派遣された県の職員に対し、県が行う災害対策の状況、緊急事態応急対策の状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国の現地事故対策連絡会議などにおいて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p> <p>(5) <u>オフサイトセンター</u>等での協力 現地本部は、原子力緊急事態宣言発出により、<u>オフサイトセンター</u>等において組織される原子力災害合同対策協議会全体会議等に係る準備に協力するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 原子力災害合同対策協議会への出席等</p> <p>本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、<u>オフサイトセンター</u>等において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、現地本部長をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。</p> <p>原子力災害合同対策協議会の構成員は表3-4-4のとおりである。</p> <p>また、県は、あらかじめ定められた職員を<u>オフサイトセンター</u>等に派遣し、初動の緊急避難に係る周辺区域での活動体制を確立するとともに、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握、医療関係情報の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>3から7 (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正（原子力災害対策編との整合）</p> <p>➤ 防災基本計画の修正（原子力災害対策編との整合）</p>

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
68	<p>8 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、内閣府特命大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チーム（以下「被災者支援チーム」という。）を設置することとされている。</p> <p>また、被災者支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うこととされている。</p> <p>県は、国が設置する被災者支援チームと連携し、<u>子ども</u>等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>	<p>8 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、内閣府特命大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チーム（以下「被災者支援チーム」という。）を設置することとされている。</p> <p>また、被災者支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うこととされている。</p> <p>県は、国が設置する被災者支援チームと連携し、<u>子供</u>等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>	<p>▶ 記載の適正化</p>
69	<p>9 防災業務関係者の安全確保</p> <p>本部長は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。</p> <p>(1) から (2) (略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>①から⑦ (略)</p>	<p>9 防災業務関係者の安全確保</p> <p>本部長は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。</p> <p>(1) から (2) (略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>①から⑦ (略)</p>	
70	<p>⑧ 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、<u>対策拠点施設</u>等において、国、関係市町長及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>⑨ (略)</p> <p><b>第5節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p>流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地</p>	<p>⑧ 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、<u>オフサイトセンター</u>等において、国、関係市町長及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>⑨ (略)</p> <p><b>第5節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p>流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正（原子力災害対策編との整合）</p>

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
70	<p>の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、県は適切な対応を行える体制を整備する。なお、情報伝達手段については、従来の方法に加えて、スマートフォン向けアプリケーション等のデジタル技術の活用も推進するものとする。</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) から (6) (略)</p>	<p>の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、県は適切な対応を行える体制を整備する。なお、情報伝達手段については、従来の方法に加えて、スマートフォン向けアプリケーション等のデジタル技術の活用も推進するものとする。</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) から (6) (略)</p>	
71	<p>(7) 周辺海域への情報伝達等の要請</p> <p>知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及び、又は及ぶおそれがある場合には、<u>宮城海上保安部長</u>に対しその旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。</p> <p>また、漁業無線局に緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して情報の提供を行うものとする。</p> <p>(8) から (11) (略)</p> <p>2 から 3 (略)</p>	<p>(7) 周辺海域への情報伝達等の要請</p> <p>知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及び、又は及ぶおそれがある場合には、<u>第二管区海上保安本部長</u>に対しその旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。</p> <p>また、漁業無線局に緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して情報の提供を行うものとする。</p> <p>(8) から (11) (略)</p> <p>2 から 3 (略)</p>	<p>▶ 海上保安庁連絡体制の見直し</p>
73	<p>4 宮城海上保安部の行う広報及び指示伝達</p> <p>宮城海上保安部長は、知事（本部長）から</p> <p>1 - (7) による通報及び要請があった場合は、船舶無線、巡視船等により周辺海域の漁船等の船舶に対し必要な情報を提供するとともに、安全な海域への避難等を指示するものとする。</p> <p>5 その他防災関係機関の行う広報</p> <p>防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報のうち、情報の混乱防止上必要なものについては、原子力災害合同対策協議会と連絡調整の上行うものとする。</p>	<p>4 宮城海上保安部の行う広報及び指示伝達</p> <p>宮城海上保安部長は、知事（本部長）から<u>第二管区海上保安本部長を介し、</u></p> <p>1 - (7) による通報及び要請があった場合は、船舶無線、巡視船等により周辺海域の漁船等の船舶に対し必要な情報を提供するとともに、安全な海域への避難等を指示するものとする。</p> <p>5 その他防災関係機関の行う広報</p> <p>防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報のうち、情報の混乱防止上必要なものについては、原子力災害合同対策協議会と連絡調整の上行うものとする。</p>	<p>▶ 海上保安庁連絡体制の見直し</p>

・頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
74	 <p>※ この図において、緊急事態応急対策実施区域又は第7節第2項に係る防護対策地区を指す。</p> <p><b>図3-5-1 住民に対する広報及び指示伝達系統図</b></p> <p><b>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</b></p> <p>1 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態における対応</p> <p>県は、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に至った場合、現地災害対策本部のモニタリングチームを設置するとともに、国による緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Monitoring Center）の立ち上げに協力する。関係機関の緊急時モニタリングの実施は緊急時モニタリングセンターが統</p>	 <p>※ この図において、緊急事態応急対策実施区域又は第7節第2項に係る防護対策地区を指す。</p> <p><b>図3-5-1 住民に対する広報及び指示伝達系統図</b></p> <p><b>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</b></p> <p>1 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態における対応</p> <p>県は、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に至った場合、現地災害対策本部のモニタリングチームを設置するとともに、国による緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Monitoring Center）の立ち上げに協力する。関係機関の緊急時モニタリングの実施は緊急時モニタリングセンターが統</p>	<p>➤ 海上保安庁連絡体制の見直し及び記載の適正化</p>

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

・ 頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
77	<p>括することとなっており、緊急時モニタリングセンターが設置された場合、現地災害対策本部のモニタリングチームは緊急時モニタリングセンターの統括の下で緊急時モニタリングを実施することとする。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、設置後直ちに緊急時モニタリングを開始し、モニタリング結果をとりまとめ、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部に連絡する。この際、センター長が不在の間は、<u>現地災害対策本部のモニタリングチームリーダーが代行する体制とする。</u></p> <p>2 から 3 (略)</p> <p>4 関係機関等への協力要請</p> <p>(1) から (2) (略)</p> <p>(3) 不測の事態における協力要請等</p> <p>①緊急時モニタリングセンター長は、不測の事態が発生し、国の原子力災害対策本部に対して行うモニタリング要員の動員要請ができない場合は、関係市町長、東北方面総監、<u>宮城海上保安部長</u>等に対し、それぞれ陸上、空中及び海上の緊急時モニタリングに対する協力について、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会等の場を通じて要請するものとする。</p> <p>5 モニタリングに係る県の組織及び業務</p> <p>(1) から (2) (略)</p> <p>(3) モニタリングの実施内容</p>	<p>括することとなっており、緊急時モニタリングセンターが設置された場合、現地災害対策本部のモニタリングチームは緊急時モニタリングセンターの統括の下で緊急時モニタリングを実施することとする。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、設置後直ちに緊急時モニタリングを開始し、モニタリング結果をとりまとめ、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部に連絡する。この際、センター長が不在の間は、<u>上席放射線防災専門官を優先に、上席放射線防災専門官又は</u>現地災害対策本部のモニタリングチームリーダーが代行する体制とする。</p> <p>2 から 3 (略)</p> <p>4 関係機関等への協力要請</p> <p>(1) から (2) (略)</p> <p>(3) 不測の事態における協力要請等</p> <p>①緊急時モニタリングセンター長は、不測の事態が発生し、国の原子力災害対策本部に対して行うモニタリング要員の動員要請ができない場合は、関係市町長、東北方面総監、<u>第二管区海上保安本部長</u>等に対し、それぞれ陸上、空中及び海上の緊急時モニタリングに対する協力について、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会等の場を通じて要請するものとする。</p> <p>5 モニタリングに係る県の組織及び業務</p> <p>(1) から (2) (略)</p> <p>(3) モニタリングの実施内容</p>	<p>▶ 記載の適正化（宮城県緊急時モニタリング計画等との整合）</p> <p>▶ 海上保安庁連絡体制の見直し</p> <p>▶ 記載の適正化</p>

表 3 - 6 - 1 モニタリングチームの業務

表 3 - 6 - 1 モニタリングチームの業務

頁	現 行 (令和6年11月)		修 正 後		備 考
	職位及び担当	概 要	職位及び担当	概 要	
78	(略)	(略)	(略)	(略)	(宮城県緊急時モニタリング実施要領との整合)
	測定採取担当	<u>1 作業場所及び測定器の汚染防止のための養生</u> <u>2 測定採取担当からの試料受領及び前処理</u> <u>3 試料中の放射能濃度測定及び測定結果の報告</u> <u>4 分析進捗状況の報告</u> <u>5 分析試料の保管</u> <u>6 大気モニタ及びヨウ素サンプラの遠隔操作</u>	測定採取担当	<u>1 可搬型モニタリングポストの設置</u> <u>2 モニタリングカー及びサーベイメータによる空間放射線量率の測定及び結果等の報告</u> <u>3 飲料水及び土壌等環境試料の採取及び分析担当への引渡し</u> <u>4 屋外で活動する要員の被ばく管理</u> <u>5 大気モニタのろ紙及びヨウ素サンプラの吸着材の回収・設置</u>	
	分析担当	<u>1 可搬型モニタリングポストの設置</u> <u>2 モニタリングカー及びサーベイメータによる空間放射線量率の測定及び結果等の報告</u> <u>3 飲料水及び土壌等環境試料の採取及び分析担当への引渡し</u> <u>4 屋外で活動する要員の被ばく管理</u> <u>5 大気モニタのろ紙及びヨウ素サンプラの吸着材の回収・設置</u>	分析担当	<u>1 作業場所及び測定器の汚染防止のための養生</u> <u>2 測定採取担当からの試料受領及び前処理</u> <u>3 試料中の放射能濃度測定及び測定結果の報告</u> <u>4 分析進捗状況の報告</u> <u>5 分析試料の保管</u> <u>6 大気モニタ及びヨウ素サンプラの遠隔操作</u>	
	第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動		第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動		
	1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施		1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施		
	(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等		(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等		
	①から② (略)		①から② (略)		
	③ 全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出及びP A Z内の避難指示が出された場合は、P A Z内の予防的防護措置(避難)を行うこととし、県はP A Zを含む市町に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合にはP A Zを含む市町と連携し国に要請するものとする。なお、災害の状況に応じて屋内退避や段階的避難の対応を行うこととする。 また、県は、国の指示又は自らの判断により原則としてU P Z内にお		③ 全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出及びP A Z内の避難指示が出された場合は、P A Z内の予防的防護措置(避難)を行うこととし、県はP A Zを含む市町に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合にはP A Zを含む市町と連携し国に要請するものとする。なお、災害の状況に応じて屋内退避や段階的避難の対応を行うこととする。 また、県は、国の指示又は自らの判断により原則としてU P Z内にお		





## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

・ 頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
83	<p>等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に、避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。</p> <p>感染症の流行下においては、避難退域時検査等場所における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、安定ヨウ素剤の服用指示について、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。</p> <p>県及び関係市町等は、原子力災害対策本部の指示又は自らの判断により、住民等に対し、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。</p> <p><b>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル</b>（資料3-10-1）</p> <p>(8) から (11) (略)</p>	<p>等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）を対象に、避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。</p> <p>感染症の流行下においては、避難退域時検査 場所における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、安定ヨウ素剤の服用指示について、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。</p> <p>県及び関係市町等は、原子力災害対策本部の指示又は自らの判断により、住民等に対し、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。</p> <p><b>原子力災害医療対応マニュアル</b>（資料3-10-1）</p> <p>(8) から (11) (略)</p>	<p>▶ 記述の適正化</p> <p>▶ 原子力災害医療対応マニュアルの改訂</p>
84	<p>(12) 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>① 県及び市町村は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、マスク、消毒液、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季</p>	<p>(12) 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>① 県及び市町村は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、マスク、消毒液、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には</p>	





・ 頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
87	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>II からIV (略) V 避難者の輸送</p>	<p>⑤ 屋内退避の継続の判断は、国が、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は、日々行うものとする。その際、国は、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われる場合には、県及び関係市町と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示する。</p> <p>なお、屋内退避から避難への切替えにより、避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うものとする。</p> <p>また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人道的支援の提供が重要となることに留意するものとする。</p> <p>⑥ 屋内退避を実施している住民等に対しては、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意するものとする。</p> <p>⑦ 屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内に留まることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中も実施できるものとする。</p> <p>⑧ 国は、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、屋内退避の解除を行うものとする。</p> <p>なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、OIL1又はOIL2を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずるものとする。</p> <p>II からIV (略) V 避難者の輸送</p>	<p>▶ 原子力災害対策指針の改正</p>

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

・ 頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
87	<p>県は、必要に応じ、陸上自衛隊、<u>宮城海上保安部</u>、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。</p> <p>また、関係市町は、避難を要する住民等を一時集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>感染症流行下においては、県及び関係市町は避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 立入制限等の措置 I (略) II 海上の立入制限等の措置</p> <p><u>宮城海上保安部長</u>は、知事（本部長）又は関係市町長の要請等に基づき、警戒区域内の海域に、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとする。</p> <p><b>第7節の2</b></p> <p>1 治安の確保</p> <p>県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について警察本部及び<u>宮城海上保安部</u>と協議し、万全を期すものとする。特に、避難指示等を行った地域及びその周辺においてパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等各種犯罪の未然防止に務めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第8節から第9節 (略)</b></p>	<p>県は、必要に応じ、陸上自衛隊、<u>第二管区海上保安本部</u>、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。</p> <p>また、関係市町は、避難を要する住民等を一時集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>感染症流行下においては、県及び関係市町は避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を実施するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 立入制限等の措置 I (略) II 海上の立入制限等の措置</p> <p><u>第二管区海上保安本部長</u>は、知事（本部長）又は関係市町長の要請等に基づき、警戒区域内の海域に、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとする。</p> <p><b>第7節の2</b></p> <p>1 治安の確保</p> <p>県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について警察本部及び<u>第二管区海上保安本部</u>と協議し、万全を期すものとする。特に、避難指示等を行った地域及びその周辺においてパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等各種犯罪の未然防止に務めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第8節から第9節 (略)</b></p>	<p>▶ 海上保安庁連絡体制の見直し</p> <p>▶ 海上保安庁連絡体制の見直し</p>
90	<p><b>第10節 原子力災害医療活動</b></p>	<p><b>第10節 原子力災害医療活動</b></p>	

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

・ 頁	現 行 (令和6年11月)	修 正 後	備 考
	<p>1 原子力災害医療体制</p> <p>(1) 県現地災害対策本部医療班の設置</p> <p>原子力施設の状態が施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency) に至った場合、県現地災害対策本部 (現地本部) が設置され、現地本部の下に医療班が編成される。</p> <p>放射性物質の放出を伴う状況となった場合、医療班は、住民等の被ばく及びそのおそれがある者に対する検査、除染等並びに一般傷病者に対する診察、治療を行うため、<u>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル</u>に基づき原子力災害医療活動を実施するものとする。</p> <p><u>原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル</u> (資料3-10-1)</p> <p>(2) から (5) (略)</p> <p>2 略</p>	<p>1 原子力災害医療体制</p> <p>(1) 県現地災害対策本部医療班の設置</p> <p>原子力施設の状態が施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency) に至った場合、県現地災害対策本部 (現地本部) が設置され、現地本部の下に医療班が編成される。</p> <p>放射性物質の放出を伴う状況となった場合、医療班は、住民等の被ばく及びそのおそれがある者に対する検査、除染等並びに一般傷病者に対する診察、治療を行うため、<u>原子力災害医療対応マニュアル</u>に基づき原子力災害医療活動を実施するものとする。</p> <p><u>原子力災害医療対応マニュアル</u> (資料3-10-1)</p> <p>(2) から (5) (略)</p> <p>2 略</p>	<p>▶ 原子力災害医療対応マニュアルの改訂</p>
93	第11節から第14節 (略)	第11節から第14節 (略)	
99	第4章 原子力災害中期対策 (略)	第4章 原子力災害中期対策 (略)	